



黒松内町議会広報

しゅぶと川



みんなでごみ拾い～全町クリーン作戦 5月11日

contents

主 な 内 容

平成31年第1回定例会

- ②～③ 新年度各会計予算
- ④～⑤ 補正予算、条例の改正など
- ⑦～⑬ 一般質問（4人の議員が質問）

委員会報告

- ⑤～⑥ 予算審査特別委員会質疑応答など
- ⑥ 総務経済常任委員会

第206号

令和元年6月6日発行

ブナ北限の里
KURUMATSUNAI

新年度予算（一般会計） 40億7,288万円でスタート

◆前年度比 2億2,960万円の増◆



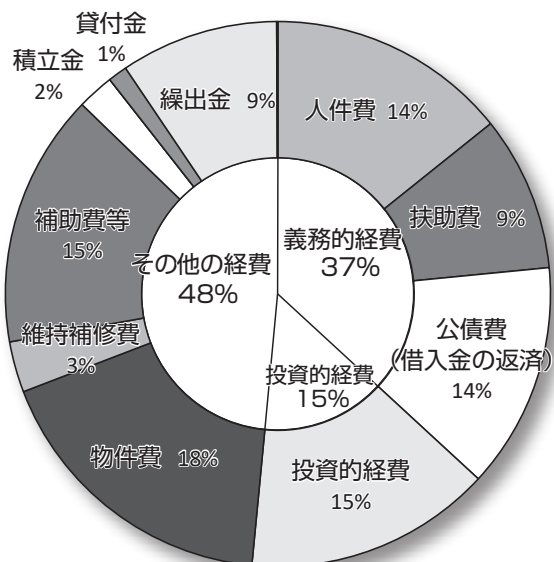
黒松内の未来につなげる予算に

平成31年第1回定例会が開かれ、初日に全議案について町長から提案説明があり、2日目、3日目に4人が一般質問を行った。
予算審査特別委員会を経て、最終日に、新年度一般会計予算、特別会計予算など24議案を可決し、また、意見書3件を採択して閉会した。

一般会計・特別会計予算

一般会計予算 40億7,288万円

(単位：千円)



会計名	新年度予算	前年度予算	増減(率)
一般会計	4,072,877	3,843,284	229,593 (6.0%)
簡易水道特別会計	93,672	154,807	△61,135 (△39.5%)
公共下水道事業特別会計	233,750	275,471	△41,721 (△15.1%)
国民健康保険事業特別会計	168,370	173,268	△4,898 (△2.8%)
老人保健施設事業特別会計	54,503	69,483	△14,980 (△21.6%)
後期高齢者医療特別会計	48,312	47,204	1,108 (2.3%)
国民健康保険診療事業特別会計	1,314,014	577,097	736,917 (127.7%)

歳入

町税

所得の増による個人町民税の増、税率の引き上げによるたばこ税の増を見込んでいたため、町税全体では242万5千円の増額となった。

地方交付税

地方財政計画では1・1%増、個別算定経費における交付税算入額に大きな増減がなく、公債費のみの増が見込まれるため、普通交付税は2,0

00万円の増額となった。
繰入金

新年度予算の不足を補うため、財政調整基金やブナ北限の里づくり基金などから繰入れ、8,011万4千円の増額となった。

町債（借入金）

白井川地区コミュニティセンター整備事業や公営住宅（白井川団地）整備事業などに伴う借入れにより、合わせて1億1,466万8千円の増額となった。

歳出

白井川地区コミュニティセンター整備事業

白井川青少年会館は老朽化が著しいことから、地域コミュニティの一層の醸成や建物の有効利用、耐震性の確保を目的に、施設の新たな活用に向けて改修事業を実施する。

中寺川改修工事

平成29年9月に発生した台風18号を含め、近年の豪雨の際に氾濫し、付近の家屋に浸水被害が発生している中寺川の流水能力を高めるため、改修工事を実施する。

白井川団地整備事業

町営住宅白井川団地は新年度から3か年で4棟16戸から3棟12戸に建て替えを計画しており、新年度は1号棟1棟4戸を新築する。

コミュニティスクール管理事業

地域住民や保護者が学校運営協議会を通じ、学校運営に関わり、地域が協力して子育てに参加するコミュニティスクール

を令和2年度より町内全ての小中学校で開始するため、必要な費用を補助する。

世帯向け民間賃貸住宅新設事業補助金

町内で不足している世帯向け民間賃貸住宅の普及を促進するため、新設の共同住宅に対して、建設費用の一部を補助する。

特別会計

総額19億1,263万円

・簡易水道は、簡易水道市街地区配水管布設替工事請負金などの減により39・5%の減額となった。

・公共下水道事業は、終末処理場改築工事請負金などの減により15・1%の減額となった。

・国民健康保険事業は、後志広域連合負担金などの減により2・8%の減額となった。

・老人保健施設事業は、老人保健施設修繕事業の工事請負金の減により21・6%の減額となった。

意見書

3件の意見書を採択

・後期高齢者医療は、後期高齢者医療広域連合負担金の増により2・3%の増額となった。
・国保診療所事業は、診療所新設に係る診療所電子カルテシステム整備業務委託料及び医療機器等精密機械移設業務委託料などを計上したことにより127・7%の増額となった。

□義務的経費…人件費・扶助費・公債費（借入金の返済）をいい、一般に歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど財政構造は、弾力的で健全な財政である。

□投資的経費…道路、橋、公園、町営住宅等の建設など行政水準の向上に直接寄与し、支出の効果がストックとして将来に残るものをいう。

□繰出金…一般会計以外の会計へ繰出すもの。

一般会計予算の主なもの

歳入（予算総額に対する構成比：%）	
町税	2億3,577万円（5.8）
地方交付税	19億5,500万円（48.0）
繰入金	3億8,843万円（9.5）
町債（借入金）	3億9,738万円（9.8）

歳出	
白井川地区コミュニティセンター整備事業	1億8,079万円
中寺川改修工事	3,200万円
白井川団地整備事業	1億4,071万円
コミュニティスクール管理事業	131万円
世帯向け民間賃貸住宅新設事業補助金	408万円

件名	発議者	結果	提出先
地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書	蛸沢儀弘	原案可決 (全員賛成)	内閣
看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	岩澤史朗	原案可決 (全員賛成)	内閣
介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	岩澤史朗	原案可決 (全員賛成)	内閣

専決処分

一般会計補正予算

▼町道除雪業務委託料の入札及び見積もり合わせの結果による減のほか、除排雪の機械借上げ料に不足が見込まれるため1,408万1千円を増額。

（全員賛成で承認議決）
北海道市町村総合事務組合規約

▼構成員に北海道を含む

団体に係る事務を受託できるよう北海道市町村総合事務組合規約を新たに制定し、従来の規約が廃止された。

（全員賛成で承認議決）

補正予算

一般会計

▼ふるさと納税の寄附金の増額に伴う返礼品相当額及び送料や第三セクターへの燃料費補助などを増額し、事業の確定などに伴う減額と合わせ、1億4,971万2千円増額。

（全員賛成で原案可決）

簡易水道特別会計

▼制度改正により過去3か年度で納付した消費税が還付されることから171万7千円を減額。

（全員賛成で原案可決）

公共下水道事業特別会計

▼制度改正により過去3か年度で納付した消費税の還付や委託業務の見積もり合わせの結果により267万8千円を減額。

（全員賛成で原案可決）

国民健康保険事業特別会計

▼後志広域連合負担金及びへき地診療所運営費補助繰出金等の増により1,340万円を増額。

（全員賛成で原案可決）

後期高齢者医療特別会計

▼実績による後期高齢者医療広域連合負担金の増により180万8千円を増額。

（全員賛成で原案可決）

国民健康保険診療所事業特別会計

▼診療所新設事業や医療機器購入事業の入札結

果による減により726万6千円を減額。

（全員賛成で原案可決）

制定された条例

森林環境譲与税基金条例

の制定

▼本町において実施される木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する施策などに要する資金に充てるため、黒松内町森林環境譲与税基金条例を制定した。

（全員賛成で原案可決）

防災資機材等整備基金条例の制定

▼防災行政無線の更新や非常用発電機の購入費用などの防災資機材の整備に備え、今後必要となる資金に充てるため、黒松内町防災資機材等整備基金条例を制定した。

（全員賛成で原案可決）

改正された条例

職員の勤務時間に関する改正

▼働き方改革を推進するための関係法律の整備

に関する法律の施行に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、時間外勤務の上限等の取扱いを定めた。

（全員賛成で原案可決）

入湯税に関する改正

▼入湯税の規定を追加した。なお、黒松内温泉については、今まで同様に入湯税は課税されない。

（全員賛成で原案可決）

災害弔慰金の支給等に関する改正

▼関連法の一部改正に伴い、黒松内町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正し、災害時に重度の障害を負った町民に対する災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の上限額について定めた。

（全員賛成で原案可決）

規定の整理

▼関連法の一部改正に伴い、黒松内町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する

る基準を定める条例の一部を改正し、資格要件の規定を整理した。

（全員賛成で原案可決）

指 定

黒松内の特定の事務を取り扱う郵便局の指定

▼郵便局の名称
熱郭郵便局
▼指定する郵便局において取り扱う事務
住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税証明書等の交付事務
▼指定の期間
令和元年6月1日から令和2年3月31日までとし、期間終了後は、特別の事情がない限り1年ごとに延長する。

（全員賛成で原案可決）

指定管理者の指定

▼施設の名称
後志南部地区地域資源循環管理施設（高速堆

肥化施設）

▼指定管理者
よつてい農業協同組合

▼指定の期間
平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

（全員賛成で原案可決）

人事案件

固定資産評価審査委員会委員
▼富田正人氏（字中ノ川・64歳）を選任した。

（同意議決）

報告

例月出納検査の結果報告
▼平成30年11月分～平成31年1月分の出納検査の結果、誤りは認められなかった旨報告された。

行政報告

町行政報告

▼小樽建設管理部黒松内事業所の移管

後志総合振興局小樽建設管理部事業室長より、本町の事業所は蘭越出張所へ集約され、治水の単独事業を担当する職員は異動後も同

じ業務を行うと説明を受けた。本町としては、近年集中豪雨などによる洪水発生などの災害の危険性が高まっている中、管理者が不在になるのは到底納得できないとの回答をしており、事業室長からは集約化については町民に理解を得た上で進めたいとの意向が示された。

教育行政報告

▼白井川中学校における灯油漏れの対応

1月28日、白井川中学校体育館用の灯油タンクから体育館ボイラー室への屋外配管の一部に1、2ミリの亀裂が生じたことにより、灯油漏れがあった。発見当時、タンク内の灯油は空となっており、12月からの給油量やボイラーの稼働状況などから1月12日以降に灯油漏れが発生し、約800リットルが漏れたと推定している。同日28日に配管修繕を終え、翌日から通常通りにボ

イラーを稼働し、体育館の使用に支障はなかった。30日以降には亀裂箇所及び側溝内等に吸油着材を敷くなど、漏れた灯油の拡大防止を行っており、河川への流出は確認されていない。

岩澤議員

「全国町村議会議長会より表彰される」

岩澤議員が27年の永きに渡り議会議員として議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に尽力された功績に対し、全国町村議会議長会より表彰され第1回定例会に先立って、表彰状と記念品が伝達されました。



表彰された岩澤議員

委員会報告

～委員会の活動～

予算審査特別委員会

新年度各会計予算について、特別委員会を設置し、3月18日、19日、20日の3日間に渡って審査を行いました。その審査意見をもとに、各会計予算を第1回定例会最終日に可決しました。

予算審査委員会では全委員から数多くの質疑応答がありました。議論された項目から一部を抜粋し、要約を掲載します。

予算特別委員会

質疑 応答

歌才湿原の環境保全活動について

問 歌才湿原については、毎年手入れや調査を実施している中で、小中学生や一般の方などの町民を巻き込み、町民を挙げて歌才湿原を守るような活動の仕組みをつくってはどうか。

(菅原委員)

答 企画環境課長

歌才湿原の保全活動については、歌才湿原の乾燥化について調査をしている。大型の堰(せき)の設置が平成29年度に終わり、今

答 教育次長

児童館の木製遊具は平成10年から使用している。木製でできているということもあり腐食し、今回は危険であるため撤去工事費のみ予算計上している。児童館及び8区も含め、アカシア団地の子供たちの遊び方や、本年度は子ども・子育て会議で今後の子供の遊び方などの内容を審議する場があるので、それらの意見を含め、これからの整備の在り方を検討させていただきたい。

堆肥センターの改修について

問 堆肥センターの改修工事のため、プロポーザルを今年行いたいと説明を受けたが、現状を見ると抜本的な改修工事ではなくては財政的にも大変だと思ふ。抜本的な改修をするに当たっては、国の補助金等が見込めるかも大事であるが、農家や酪農家が減っていく現状の中では、本当に急がれる問題だと思ふ。今までの機械の入替えや屋根の

改修などにいくらか掛っているのか。

答 産業課長

(菅委員)

改修に対する補助金については、現在情報収集をしている。これまでに発酵システムの調査委託や原料棟の空気を送るための装置などを改修しているが、改修費用については、今までお伝えしているとおり、発酵棟だけで、これまでに約1億3,000万円が掛っており、後ほど詳しい金額をお知らせしますが、全体では約1億5,000万円掛っていると考えられる。

問 堆肥センターを建設した当初は、議会でも特別委員会を設置し、調査や審議を行っていた。今回プロポーザルを行うというところで、議会も町と共に良いものをつくるため、特別委員会を設置し取り組むべきだと思ふ。これまで約1億5,000万円の改修費が掛っている中、平成26年から平成30年の間にどのくらい堆肥を製造し、売

上げはこの収入になっているのか。

(菅原委員)

答 産業課長

堆肥の売上げについては、指定管理者のＪＡよ
うてい農協の収入となっ
ている。堆肥の製造につ
いては、原料が年間約１
万６、０００トンが入っ
ており、約９、０００か
ら１万トンが製造されて
いる。その販売量は、製
造された量の同等くらい
で推移している。

答 鎌田町長

堆肥センターの運営に
私も古くから関わっており、今後について非常に
危惧している。今後は
抜本的に見直しを行い、
特に堆肥の水分をいかに
落とせるか、いかにコス
トを掛けず発酵ができる
にかかってくるため、
これからプロポーザルを
する中で各業者に提案し
ていただきたいと思います。
これできつかけに、
酪農家や畜産農家の方
にも水分をいかに落と
したものを提供いただけ
るかも大きなポイントに

なってくるため、農家の
方針ができた段階で補助
事業等を探していきたい。
事業等を探していきたい。

予算審査特別委員会審査意見

一般会計

- 歌才湿原の環境保全事業については、関心や意識を高めるためにも町民を巻き込んだ取り組みとすること。
- 老朽化し撤去する児童館の木製遊具については、利用者に配慮した遊具に更新すること。
- 今後、更新が予定されている消防タンク車については、町民の安心安全のためにも早期に導入すること。
- 黒松内中学校における教室内の高温対策については、早期に解決を図ること。

簡易水道特別会計

○意見なし

公共下水道事業特別会計

○意見なし

国民健康保険事業特別会計

○意見なし

老人保健施設事業特別会計

○意見なし

後期高齢者医療特別会計

○意見なし

国民健康保険診療所事業特別会計

○意見なし

総務経済常任委員会

北海道新幹線内浦トンネルについて

2月19日、総務経済常
任委員会を開催し、継続
調査事件となっている北
海道新幹線内浦トンネル
の工事に関する各委員の
疑問や意見を集約した。

3月12日には、鉄道建
設・運輸施設整備支援機
構北海道新幹線建設局の
方にお越しいただき、工
事の概要説明を受けた後、

意見交換を行い、自然田
来の重金属が含まれてい
るトンネル発生土の安全
な処理対策や環境保全対
策について確認した。

3月14日に委員会を開
催し、これまでに調査及
び審査したことについ
て、第1回定例会におい
て中間報告を行い、委員
会としての意見を次のと
おり提言した。



内浦トンネルに関する概要説明

委員会調査中間報告

北海道新幹線の札幌延伸については、北海道経済や地域経済活性化の起爆
剤となることに大きな期待が寄せられているところだが、その8割はトンネ
ルによって結ばれ、本町においても内浦トンネル東川工区の延長5,000
メートルに及ぶ区間を新幹線が通過することになる。

この内浦トンネル工事では、掘削に伴う発生土の性質上、自然由来の重金
属が含まれていることから、その処理については十分な安全対策と環境保全
対策が必要と思われるので事業実施に当たっては、次のことに配慮されるよ
う提言する。

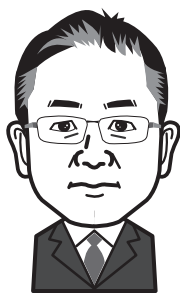
- (1) トンネル発生土受入地における地下水や表流水等の水質モニタリングにつ
いては、期限を定めることなく継続して実施されること。
- (2) トンネル発生土受入地において検出される重金属等の値については、環境
保全協定書の処理水の水質基準と同様に明確な基準値を設けて、町と事業
主体による対応協議が速やかに開始されるようにすること。

一般質問

岩澤史朗議員

◆朱太団地のE棟とF棟の湿気対策についての調査結果と今後の対応についての考えは。

◇湿気対策については、入居されている方々にも御協力をいただき、いろいろな可能性について調査していますが、専門の業者に調査を依頼することについても早急に検討していきます。



質問 昨年6月の定例会において同じ質問をしましたが、朱太団地のE棟とF棟の湿気対策について伺います。

朱太団地は、A棟も湿気やカビの問題がありましたが、換気扇を取り替

岩澤史朗議員 7～8

◆朱太団地E棟とF棟の湿気対策について

福本誠一議員 8～9

◆生涯学習館の現況と今後の活用見込みについて

蛭沢儀弘議員 9～12

◆公共施設における禁煙対策について
◆消費増税によるキャッシュレス化について
◆労働者の確保対策について

菅一議員 12～13

◆J R黒松内駅の暖房設備の設置について

おじとわり

紙面の都合で質問内容を要約して掲載しておりますので、承願いたします。



えるなどして改善されています。B棟、C棟及びD棟については自然換気ですが、このようなカビの問題は起きています。

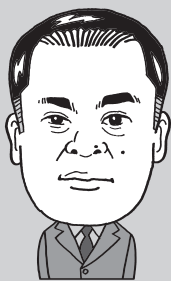
E棟とF棟だけが強制換気をしていてもカビが発生しているという状況の中で、そもそも強制換気をしなければならぬことに、この建物の構造に大きな原因があるのでは

ないかと思っています。

昨年の答弁では、共用部分に湿度計などを付けながら原因について調査を行うということでしたが、その調査結果について伺いたいと思います。



答弁・鎌田町長



昨年の一般質問の答弁では、共用部分の換気扇や居室内の24時間換気を適切に作動させていないことや通路の共用部分に結露やカビの原因となる漬物たるや野菜、ごみ袋などが置かれていることが原因ではないかということをお話しさせていただきました。

昨年9月に一度カビを除去しまして壁を塗り直し、10月から2月にかけて担当職員がA棟からF棟の6棟全てを定期的に

訪問し外気温や湿度、換気扇の作動状況などを記録しています。

入居されている方々にも通路の共用部分に水分の多いものを置かないことや居室内の24時間換気扇を止めないことなどについて御協力をお願いしています。

また、建物の構造の話がありましたが、E棟とF棟の地下ピットについても、たまっている水はわずかで、点検口近くの階段下や鉄製のドアにも結露が起きていないことから、地下ピットからの影響はないだろうと考えています。

結露やカビの発生は建物全体ではなく、部分的

に発生している状況ですので、断定はできませんが、構造上の問題ではないのではないかと考えています。

もう一つの可能性としては、この朱太団地の玄関の引き戸はバリアフリー対策の関係からつり戸で密閉式ではないことから、居室内の湿気が共用部分に漏れていく可能性も考えられます。

実際に、調査していた段階で24時間換気扇を止めていた方に、換気扇を作動していただいたところ、その結露が改善されたケースもありました。

やはり結露やカビの状況がひどい箇所は共用部

分に野菜や漬物たるなどの水分を多く含むものが置かれている状況を確認しています。

今後の対応としては、調査結果を入居者の方々に説明をし、結露が発生している箇所の近くの方には個別にさらに詳しく調査するなど御協力をいただき、改善に努めていきたいと思っています。

また、原因についていろいろな可能性を調査していく中で、それでも特定できないのであれば、建物の構造上の問題ということも含めて、専門の業者に調査をお願いしなければならぬと考えています。

再質問 私も現地を確認しています。確かに当時は様々なものが置かれていましたが、現在は、町の依頼により水分を多く含むようなものはほとんど置かれていないと思います。

また、昨年9月に一度カビを除去したということですが、2月に確認し

た時には、もうカビが発生していました。これは根本の原因を解決しないと何度カビを除去しても同じことになるのです。

引き戸の話もありましたが、A棟からF棟まで全部同じ引き戸ですが、強制換気までしているのに、E棟とF棟だけが湿気が強いのです。

この問題はもう何年もたっていますので、早急に根本原因を調べる必要があります。町長が言うように専門の業者にきちんと調査をお願いしていただきたいと思っています。

再答弁・鎌田町長
町としては、まず個別の可能性を潰してからという考えでしたが、議員が指摘する建物の構造の問題という点も完全には否定できませんから、補正予算などで専門の業者に調査を依頼することについても早急に検討していきます。

福本誠一議員

◆町内5か所にある生涯学習館については老朽化により施設の損傷が目立っているが、今後の活用についての考えは。

◇施設維持においては屋根のふき替えや外壁の補修など多額の工事が必要になるので、今後の生涯学習館の活用状況を考慮した改修計画を地域の方々にも御協議いただき策定したいと考えています。



質問

生涯学習館について

では、以前は校区ごとに小中学校として児童生徒の教育発展の施設として多大に寄与してきており、それぞれの地域振興にも貢献してきたと思います。

しかし、児童生徒の減少などに伴い閉校を余儀なくされ、その後の校舎の利活用としては、民間の団体や個人に施設や施設の一部を貸与されてきましたが、現在豊幌と大成の生涯学習館は施設の一部を除いては利用されていない状況です。

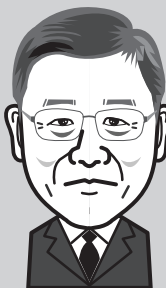
生涯学習館の施設については、経年劣化による損傷が目立ち、修繕が必

要なものは教育委員会としてその都度予算化して対応していますが、今後もかなりの修繕や改修が必要になると見込まれています。

そのような状況の中で、体育館などは回数は少なくても地域の方々に利用されている地区もありますし、例えば豊幌地区生涯学習館で保管している郷土品について施設内に展示スペースを設けるとか、まだまだ施設を活用できる部分はあると思います。

ただ老朽化も進んでいる中で、今後の生涯学習館の活用について地域の方々とは十分協議し、修繕や改修が必要などころは早急に手を付ける必要があると思いますが、教育長の考えを伺います。

答弁・内山教育長



生涯学習館は、旧小学校の校舎及び体育館を社会教育施設として活用しており、地域の方々に維持管理をお願いしておりますが、50年を経過している建物もあり、老朽化に伴う改修工事が必要な状況です。

使用面では、各地域にある生涯学習事業や地域づくり振興会の会議やイベント、町内の文化団体活動に随時使用していただいているなど地域のコミュニティづくりの場につながっています。

民間の団体や個人への

貸し出し状況は、作開地区生涯学習館が黒松内ぶなの森自然学校に、大成地区生涯学習館は特別教室の1室を大成地区の方が使用しています。そのほか、豊幌地区生涯学習館は郷土品を保管し、熱郭地区生涯学習館は、同じく郷土品の保管のほか、体育館はスポーツ少年団などが練習場として使用しています。各生涯学習館は指定避難場所としても位置付けられています。

また、大成地区生涯学習館はこれまで借りていた方が転出されましたが、その方が入居されている住宅もありますので、新たな貸し出しに向けて広報をしていきたいと考えています。

今後の施設維持においては老朽化に伴い校舎の屋根のふき替えや外壁の補修など多額の工事が必要になります。

特に建設年度が早い木造校舎は、その改修規模が大きいことから、改修するのが良いのか解体す



老朽化が進む豊幌地区生涯学習館

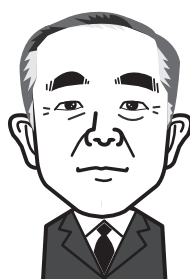
るのが良いのか十分見定めた改修計画を策定したいと考えています。
改修計画は、今後の生涯学習館の活用状況を考慮し、指定避難所の位置

付けの見直しや保管をしている郷土品の保管先などを含めて地域の方々に御協議いただき策定していきたいと考えています。

蛇沢儀弘議員

◆本年7月から本町でも公共施設での喫煙は原則できなくなるが、その公共施設の範囲と新年度予算の禁煙外来治療費助成事業の対象者はどの程度見込んでいるのか。

◇公共施設の範囲ですが、主に第1種と第2種に分かれ、第1種施設は医療機関、小中学校、行政機関の庁舎などで原則敷地内禁煙、第2種施設は老人福祉施設、運動施設、飲食店などで原則屋内禁煙となります。禁煙外来治療費助成事業の対象者は新年度予算で15名を見込んでいます。



〔質問〕 町内でもたばこを吸う人が少なくなってきたと感じています。望まない受動喫煙を防ぐため、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の成立を受けて本年の7月から本町でも公共施設での喫煙は原則できなくなりますが、その公共施設の範囲と、原則ということですのでどのような場合が例外になるかお聞きます。

ていますが、この治療に3か月掛かるということですが、これまでの治療の実績と助成対象者をどの程度見込んでいるのか伺います。

答弁・鎌田町長

受動喫煙防止対策については、健康増進法の一部を改正する法律が昨年7月に公布され、望ましい受動喫煙を防止するため、施設等の区分に応じた禁煙等の取扱いや管理者の責務及び講ずべき措置などが定められました。

施設等の区分は大きく4つに分かれます。

まず1つ目は、第1種施設で、医療機関、児童

福祉施設、保育園、小中学校のほか国及び地方の行政機関の庁舎が対象で、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設です。

2つ目は、第2種施設で老人福祉施設、運動施設、ホテル、飲食店、事務所などで第1種施設以外の多数の者が利用する施設です。

3つ目は、喫煙目的施設、公衆喫煙所のように室内内部が喫煙を主目的とする施設です。

4つ目は、屋外や家庭といった区分です。

それぞれの施設において改正法の施行日ですが、本年1月から国及び

地方公共団体に対し、受動喫煙の防止措置を推進するよう努める責務が課されました。続いて本年7月からは第1種施設で原則敷地内禁煙となり来年度4月からは改正法が全面施行となり、第2種施設でも原則屋内は禁煙で、喫煙は一定の条件を満たす喫煙専用室内でのみ可能となります。

御質問の公共施設の範囲ですが、主に第1種施設と第2種施設に分かれます。

第1種施設ですが、教育施設としては4つの小中学校、医療施設としてはブナの森診療所、湯の里・黒松内、児童福祉施設としては児童館、行政機関の庁舎としては役場本庁舎、分庁舎、熱帯支所、保健福祉センター、教育委員会事務局、消防支署などになります。

また、ブナセンター、トワ・ヴェール、情報館、環境衛生センターは行政機関の庁舎の性格を有している施設であり、総合体育館及びプールは町民

の健康を増進するための施設であることから、それぞれ第2種施設には区分されますが、第1種施設同様に敷地内禁煙として取り扱うこととしています。なお、第1種施設の駐車場に駐車している車も敷地内ということで、車内での喫煙も禁止になります。

次に第2種施設ですが、交流施設としては温泉、道の駅などのほか、給食センター、堆肥センター、各地区集会所、生涯学習館、公園などとなります。施設のほとんどが屋外である運動公園、多目的広場、野球場、テニスコート、パークゴルフ場、キャンプ場なども第2種施設になります。

例外の話がありました。例えば第1種施設では敷地内禁煙ですが、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができ、分かりやすく言うとな役場の建物から離れた通行人が煙を吸わなような場所に、

プレハブのような隔離されたものを置けば喫煙が可能ということになります。

禁煙外来については、自ら禁煙を希望する方であって、医療機関において診察を受け禁煙治療を終了した方が対象となります。

ブナの森診療所での受診状況ですが、現在受診中の方が3名、終了された方が7名、中止された方が1名、これから受診予定の方が1名と聞いています。

助成制度の概要です



現在の役場内の喫煙室

が、実施期間は平成31年度から2年間で1人1回とし、治療に掛かる自己負担分に対して1万5,000円を上限に助成するというところで、新年度は15名分の予算を計上しています。

受動喫煙を含めた喫煙により肺がんや心筋梗塞などの疾病リスクが上がるほか、妊婦や胎児の出生、発育への悪影響が懸念されますので、禁煙への取り組みにより地域住民が健康で安心して生活できる環境づくりをしていきたいと考えています。

◆10月から消費税が10%に引き上げられキャッシュレス決済によるポイント還元が実施される予定だが、本町としての対応について考えは。

◇キャッシュレス決済の端末導入については、商店に費用負担はなく、10月から来年6月までの期間は、決済手数料の3分の1を国が補助するため、キャッシュレス決済化に掛かる商店の費用負担に対しての町の支援は考えていません。

【質問】10月から消費税が10%に引き上げられキャッシュレス決済によるポイント還元が実施される予定となっていています。

本町での商店の対応はどのようになっているのかと、キャッシュレス決済ができる店とできない店があれば、町民としては不便で商店の売上げにも影響が出ることが予想されますが、町としてキャッシュレス決済化に向けた支援を考えているか伺います

答弁・鎌田町長

国では消費税増税対策の一つとして、キャッシュレス決済によるポイント還元の準備が進められています。

このキャッシュレス消費者還元事業制度ですが、消費税が引き上げられる10月から来年6月までの9か月間に限り、消費者がキャッシュレス決済、クレジットカードですとか、電子マネー、QRコードなどで決済した場合、一部例外もありますが5%が消費者へポイントして還元されます。

キャッシュレス決済の端末導入については、キャッシュレス事業者が費用の3分の1を負担、残りを国が補助する制度になっており、商店の負担はないと聞いております。

また9か月の期間中は、商店がキャッシュレス事業者を支払う決済手数料の3・25%以下の

3分の1を国が補助するということですので、キャッシュレス決済対応に掛かる商店の費用負担に対しての町の支援は考えていません。

商店としては、期間中は決済手数料に対しての国の補助はありますが、期間終了後は本来の率に戻るといことで、端末を導入するかどうかの判断に困っている方もいて、現時点では消費税増税に伴い積極的にキャッシュレス決済を導入しようと考えている商店は少ないと聞いています。

この決済手数料に対する町としての負担については期限を切れないわけですから難しいと考えています。

なお、既にキャッシュ

レス決済に対応している商店もありまして、町内のコンビニやガソリンスタンドなど約7店舗が対応済みと聞いています。



◆本町での労働者確保のために、以前本町が実施していたUターン制度を復活させてみてはどうか。

◇以前実施していたUターン制度は本町に魅力を感じての移住ということは少なく高所得者も対象になるなど制度上の問題もあり廃止しています。労働者の確保に向けてこういった施策が有効なのか関係機関と協議し検討していきます。

【質問】本町の主要産業である福祉も労働者を確保するのが大変難しい状況で、道内の福祉専門学校でも学生の定員割れにより新卒者も減少しています。

考えた時に、以前本町が人材確保対策として実施していたUターン、Uターン、Uターン制度の復活させ、従来の奨励金ではなく、交流施設の利用券を支給してはどうかと思います。町長の考えを伺います。

答弁・鎌田町長

このような中で、これまで福祉関連の仕事に従事する若者に支えられてきた本町の状況も先行きが心配であり危機感を強めています。

どうしたら本町で働いてくれる人が増えるかを

考えた時に、以前本町が人材確保対策として実施していたUターン、Uターン、Uターン制度の復活させ、従来の奨励金ではなく、交流施設の利用券を支給してはどうかと思います。町長の考えを伺います。

基づいて各種の優遇措置があります。介護、福祉については、医療保健福祉職員養成修学資金貸付金制度や福祉施設で働く方々の生活環境の支援策として、法人の職員住宅の建設費補助や福祉施設を建築、改築する際の法人の借入金の元金償還分も町が負担するなどの側面支援もさせていただいています。

さらに、自家住宅の建築、取得、リフォームなどの奨励事業、出産祝い金や若者定住促進住宅料助成事業など定住、移住に関する様々な施策を行っています。

また、昨年から地方版の無料職業紹介所、通称黒松内ハローワークを開設したことから、一定条件の中でありますが役場でも就職のあっせんや求人募集の紹介などでもきるようになりましたので、今後関係機関と連携して人材確保に努めていきたいと思っています。

御質問のUターン

の助成金ですが、現在のささやか暮らしの支援条例の改正前の条例であります定住促進条例に基づき平成9年度から平成16年度まで8年間実施しました。

内容は、18歳以上50歳以下のUターン者に対する奨励金、Uターンは独身25万円、妻帯者35万円、Uターンは独身15万円、妻帯者25万円、Uターンは独身5万円、妻帯者10万円を交付するというものです。

8年間で61名の方に奨励金を交付しましたが、10名は5年間という定住条件を満たさず転出した



ため、51名の実績です。

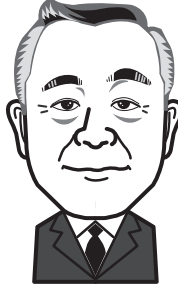
51名の内訳を見ますと本町に魅力を感じての移住ということは少なく高所得者や公共的な団体に就職された方も対象になるなど制度上の問題もありまして、廃止しています。

今回、現金給付ではなく交流施設の優遇措置という話がありましたが、ささやか暮らしの支援条例も3年間の時限で本年度までとなっており見直しの時期であり、現在第4次の総合計画も策定してところでもありますので、労働者の確保に向けてどういった施策が有効なのか関係機関としっかりと協議をさせていただき検討していきたいと思っています。

菅一議員

◆JR黒松内駅が無人化されてから、待合室にストーブが設置されていないため、冬期間の利用者は大変な不便を感じているため、暖房設備を設置できないか。

◇JRは、無人駅には安全面から暖房設備は設置しないとの回答で、町が設置した場合、設置費用などの負担のほか管理人も必要となり現状では難しいと考えています。引き続き、JRへの暖房設備設置の要望について検討していきます。



質問

JR黒松内駅ですが、平成19年に無人駅になってから12年がたちますが、無人化になってからは、待合室にストーブが設置されていないため、冬期間の待合室利用者は寒さのため大変な不便を感じています。

次に、駅のトイレですが、先日見に行ったところ、それほど汚れてはいませんが、臭いがきつい状況となっていました。トイレの管理はどのようなになっているのでしょうか。

また、時刻表が待合室

に置かれていないため、駅利用者が列車の時刻を確認できないという状況もありました。

黒松内駅はこれから少なくとも7年から8年は存続されると思いますので、利用者の不便さを解消するためにもJRに要望し、JRでできないのであれば町で無人駅であることを考慮して火気を使わないオイルヒーターなどの暖房設備を設置できないか伺います。

答弁・鎌田町長

JR黒松内駅の無人化については、12年前の平成19年3月31日をもってJR職員による窓口業務を終了し、同年4月より無人化となりました。無

人化により冬期間において暖房設備を管理する職員が不在となることから、待合室の灯油ストーブは撤去され待合室には暖房設備がないという状態で現在に至っております。

トイレについては、無人化になる際に待合室のストーブ撤去に併せて閉鎖という予定でしたが、町としても駅周辺に公衆トイレがないため、JRの利用者だけではなく一般の方々の公共的利便性のためということでJRにお願いし、協定書を結びまして一般開放を継続している状況です。

トイレ内には水道凍結防止のためにパネルヒーターが設置されています

が、これはJRが設置し管理しているもので、電気代などもJRが負担しています。

時刻表については、黒松内駅のパンフレット棚に置いていましたが、無人であるため待合室に散らかされてしまったりと管理がうまくいきませんでしたので今後は役場などの公共施設や交流施設に置く予定です。

待合室の暖房設備について長万部駅長と可能性についての相談をしていますが、道内の無人駅の待合室には無人ということと安全面から電気式オイルヒーターであっても設置はお断りしていますとのことでした。

仮に町が暖房設備を設置した場合、設置に掛かる費用や電気代などは町の負担で、暖房機が稼働している時間帯は必ず管理人を置いてくださいという条件でした。

万が一暖房機が原因での火災や事故があったときは、設置者の町が賠償責任を負ってくださいと

いうことも言われました。

暖房機稼働中は管理人まで置かなければならないことや管理人がいない時も、無人による火災や事故のリスクもありますので、現状としては町が設置するのは難しいと考えています。

再質問

協定書の話がありました。協定書の中にストーブの設置をうたわず駅を無人化したことに問題があると思っています。

以前、黒松内駅に観光協会が入るといった話がありましたが、都会ではコンビニや食堂が入ったりと無人駅になったあとも活用されていることもありますが、本町でも考えられないでしょうか。

管理人の話もありましたが、火災のあまり心配のない電気式オイルヒーターであれば、管理人が常駐しなくても、たまに確認しにければ良いという対応にはならないか長万部駅長ではなくもっと

上の段階に要望できないのか伺います。

再答弁・鎌田町長

駅に観光協会を入れようと検討したこともありましたが、待合室だけでは手狭で改造費も大きく掛かるので断念した経過もありますが、何か良いアイデアがあれば駅の再利用については将来的に考えなければならぬと思っています。

もっと上の段階のＪＲ函館支社などに要望は上げても構わないと思いますが、やはりストープが撤去されてからの期間が相当たっているというところで説得力としては弱い部分ではありますが、関係する方々と相談した中でこういった形で要望できるか検討させていただきたいと思っています。



ＪＲ黒松内駅の待合室

議会は公開が原則です

- ☆ マナ・ヴェールに会議録の写しを置いてありますので御覧ください。
- ☆ 町ホームページでは、過去に開催された議会の動画や議会広報しゅぶと川のバックナンバーを御覧いただけます。
- ☆ 年に４回開催される定例町議会や、必要に応じて開催される臨時町議会は、どなたでも傍聴できます。開催日程については、町ホームページを御覧いただくか、議会事務局に直接お問い合わせください。

議会の動き

3月

- 11日～第1回定例会
- 12日 総務経済常任委員会
- 14日 総務経済常任委員会
- 15日 卒業式（黒中、白中）
- 20日 卒業式（黒小）
- 23日 保育園卒園式
- 25日 卒業式（白小）

4月

- 2日 教職員辞令交付式
- 5日 入学式（黒小、白小、白中）
- 6日 保育園入園式
- 8日 入学式（黒中）
- 老人クラブきらく会総会

- 12日 ようてい農協通常総代会（倶知安町）
- 25日 第4次黒松内町総合計画策定に係る第2回審議会
- 26日 メーデー黒松内地区集会

5月

- 8日 第1回臨時会
総務経済常任委員会
- 10日 春の寿都地区地域安全運動・交通安全運動出動式（寿都町）
- 17日 老人クラブ連合会総会
南部後志正副議長会定期総会（寿都町）
- 20日 後志町村議会議長会臨時総会（倶知安町）
- 21日 寿都地区防犯協会定期総会（寿都町）
- 27日 後志総合開発期成会定期総会（倶知安町）

6月

- 1日 第64回札幌黒松内会総会（札幌市）

議 会

豆 知 識



専決処分とは…

議会の議決を経なければならない案件について、地方自治法の定めにより議会の議決・決定を受けずに地方自治体の長自らが処理することをいいます。主に議会を招集する時間的余裕がない場合や、議会の議決によりあらかじめ指定された案件について専決処分が行われます。

編集後記

議会広報206号をお届けいたします。

本号は、平成31年第1回定例会での予算審査特別委員会・一般質問、総務経済常任委員会などの内容を掲載しています。

平成が終わり、新元号の「令和」は、人々が美しい心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味のようです。

平成は、多くの災害がありました。復興途中の被災地もたくさんあります。令和では災害のない穏やかな時代になることを願います。

広報編集委員長 忠鉢 廣喜

副委員長 福本 誠一

委員 富田 重義

“ 田中 春治
“ 蛸沢 儀弘

- 発行 黒松内町議会
- 編集 広報編集委員会

〒048-0192
北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1
TEL 0136-72-3314（直通）
FAX 0136-72-3830
MAIL gikai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

お願い



- ・議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。
- ・この広報誌についての御意見等がございましたら議会事務局まで御連絡ください。

この広報は、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。